

稲作農家に対する経営安定対策（平成10年～18年）

年度		10～15	16～18	
名称		稲作経営安定対策	稲作所得基盤確保対策 (全ての稲作農家用・1階部分)	担い手経営安定対策 (担い手用・2階部分)
支払基準		当年産価格が基準価格を下回ったとき	当年産価格が基準価格を下回ったとき	当年産の稲作収入が基準収入を下回ったとき
補てん水準		・認定農家 差額の9割 ・一般 差額の8割	・固定部分 300円/60kg ・変動部分 差額の5割	差額の9割
対象要件	生産調整	○	○	○
	集荷円滑化対策	(当時は制度ナシ)	○	○
	認定農業者	△ (12年から認定農家コース)	不問	○
	経営規模	不問	不問	・認定農業者 北海道10ha 都府県4ha ・集落営農 20ha ※ 知事特認による条件緩和が可能
	生産者拋出	○	○	○

資料：農林水産省資料等より山田事務所作成

平成22年4月8日 参議院農林水産委員会 自由民主党・改革クラブ 山田俊男 提出資料

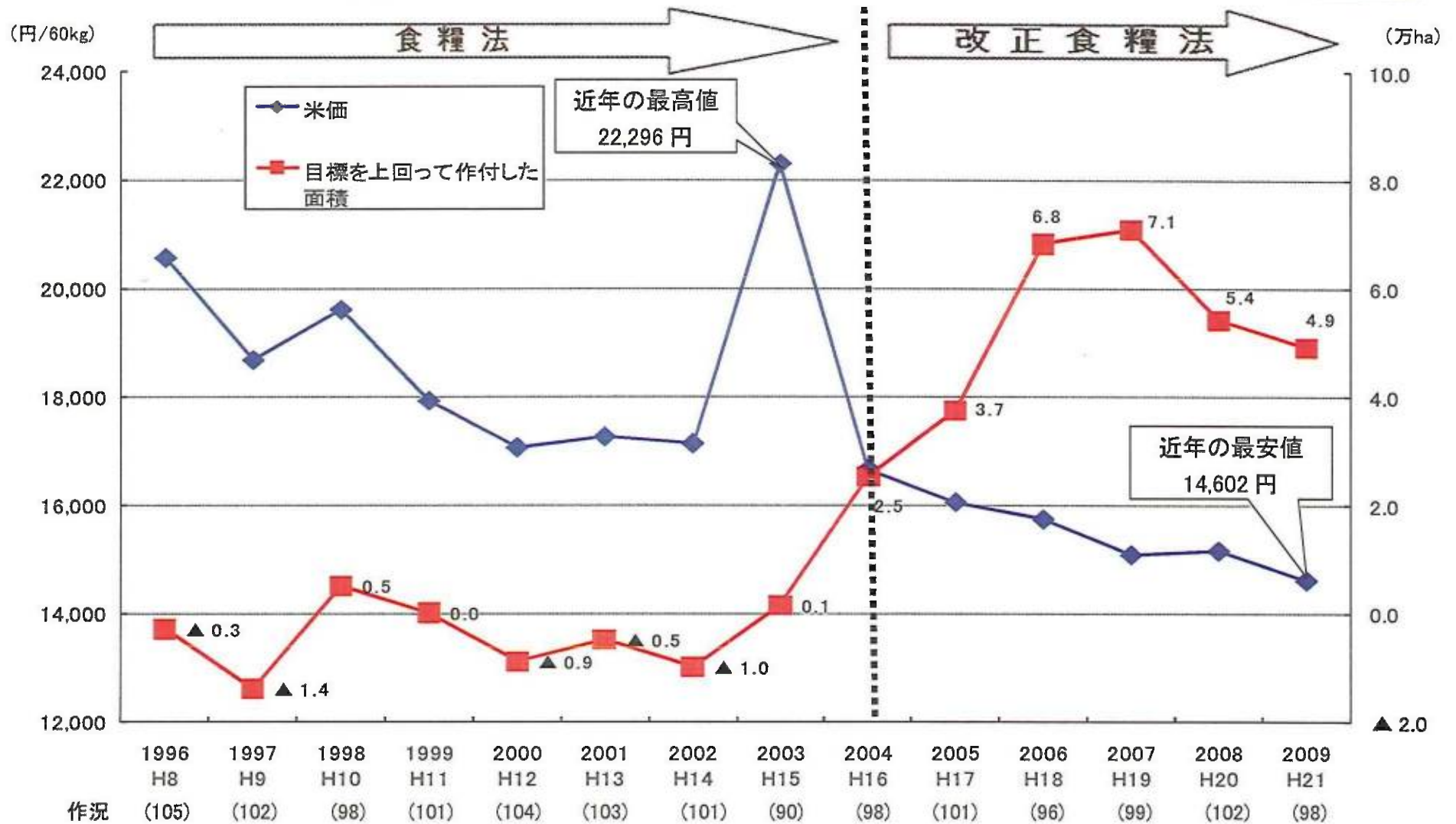
稲作農家に対する経営安定対策（平成19年～）

年度	19～21	19～	22～			
名称	稲作構造改革促進交付金 (担い手以外)	水田経営所得安定対策 (品目横断的経営安定対策)	米戸別所得補償制度 (22年度はモデル事業)			
支払基準	当年産収入額が標準的収入額を下回ったとき	【収入減少影響緩和対策】 当年産収入額が標準的収入額を下回ったとき	【定額部分】 一律支払 【変動部分】 当年産の販売価格が標準的な販売価格を下回ったとき	規模拡大 加算	環境 加算	品質向上 加算
補てん水準	助成単価は地域協議会算定 (単価例:4,000円/10a)	差額の9割	・定額部分 15,000円/10a ・変動部分 (予算1,391億円)			
対象要件	生産調整	○	○	○		
	集荷円滑化対策	○	○	(制度廃止)		
	認定農業者	○	○	不問		
	経営規模	不問	・認定農業者 北海道10ha 都府県4ha ・集落営農 20ha ※ 20年産より市町村特認による条件緩和が可能	すべての販売農家		
生産者提出	ナシ	○	ナシ			

資料：農林水産省資料等より山田事務所作成

平成22年4月8日 参議院農林水産委員会 自由民主党・改革クラブ 山田俊男 提出資料

国産米価格と生産調整の関係



注：米価は、8～19年産はコメ価格センター全産地銘柄の年産平均価格、20年産は相対取引価格の全銘柄平均価格、21年産米平成22年2月の相対取引価格の全銘柄平均価格
 資料：農林水産省資料等より山田事務所作成
 平成22年4月8日 参議院農林水産委員会 自由民主党・改革クラブ 山田俊男 提出資料